

平成 23 年度当初予算編成方針について

第 1 国の状況

一昨年の世界同時不況の影響により急激に低迷した日本の経済は、各種経済対策により企業収益が持ち直してきたという観測があるものの、失業率が若年層を中心として高水準であり雇用情勢の厳しさが依然として続いているような状況となっている。

また、景気が回復へ向かうことが期待されている一方で、円高・デフレなどにより景気がさらに下押しされるリスクが強まっている。

このような情勢の中、国においては去る 6 月に経済運営の基本となる『新成長戦略』及び中長期の財政健全化を目指す『財政運営戦略』を閣議決定した。この中においては「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的な実現に向けた具体的な取組みの第一ステージとして、平成23年度から平成25年度までの「中期財政フレーム」を策定することとし、歳入・歳出両面にわたる取組みとして「国債発行額の抑制」、「抜本的な税制改革」、「基礎的財政収支の改善目標の達成」を掲げ、目標の実現に向け、財政面から裏付けていくこととしている。

こうした中で総務省は、地方交付税の要求額等を表した「平成23年度地方財政収支 8 月仮試算等」を公表した。この仮試算においては、地方の一般財源総額については平成22年度の水準を下回らないように確保する一方、地域主権を確立するため国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金化」を平成23年度から段階的に実施する予定とされているが、現時点においては詳細は明らかになっておらず、今後の国の予算編成の動向を注視しながら情報収集を進め、本市の歳入・歳出予算に適切に反映させることが必要である。

第 2 本市の平成 23 年度当初予算編成

平成 21 年度決算においては、様々な行財政改革などへの取り組みの結果、公債費比率など各財政指標は改善し、実質収支も適正とされる割合を確保することができた。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における 4 指標の注意とされる早期健全化基準（実質赤字比率 12.69%、連結実質赤字比率 17.69%、実質公債費比率 25.0%、将来負担比率 350.0%）を下回る比率となった。

ただし、実質公債費比率が 18.8%で地方債の同意等基準とされる 18%を上回っている状況にあり、18%を下回ることを目標にその低減に向けた取り組みを今後も続けていく必要がある。

平成 23 年度の見込みとしては、本市の歳入の約 4 割を占める地方交付税について、総務省の概算要求では平成 22 年度と同程度の水準が確保されているところである。

一方、自主財源の根幹である市税収入については、長引く景気の低迷により個人市民税においては引続き減少が見込まれるものの、法人市民税においては企業収益の増加により増加が見込まれる状況にある。また、固定資産税については税率統一による増加が見込まれるところであるが、地価の下落、家屋の新築や設備

投資の低調などからほぼ横ばいの見込みである。

また、平成 23 年度から国庫補助金・負担金の段階的な一括交付金化が予定されているところであるが、現時点ではその取扱いが不透明な状況である。

このような見込みの下、喜多方市総合計画に掲げた施策の着実な推進及び財政健全化の確保のためには、事務事業のより効果的・効率的な推進がきわめて重要なところである。このため、行政改革大綱に基づき民間委託などの取り組みを積極的に進めるとともに、PDCA サイクル、費用対効果分析、事務事業評価など様々な手法の活用により、すべての事業について必要性、緊急性、優先度等を再点検するとともに、事業の廃止や休止も検討した上で重点・選別化を図ることが必要である。

予算編成方式については、これまでと同じく事業の重点・選別化について各所属の自主的判断を重視した「財源配分型予算編成方式（枠配分方式）」とし、各所属単位の歳出枠を設け、その範囲での予算要求を図ることとする。

また、総合計画の目標を達成するため特に重要な事業（マニフェストに基づき重点的に行う事業又は重要な課題に対応するための提案事業）に対し重点的な予算配分を行う「新重点推進事業枠」を別途設けることとする。

各部、各所属においては、以上の内容を踏まえるとともに、下記の事項に留意し、適切な調整を図った上で、予算見積書を提出するよう、喜多方市財務規則第 7 条の規定により通知する。

記

1 基本的事項

(1) 当初予算編成の基本的な考え方

当初予算の積算に当たっては、年度内における総額を見積もること。総額の全部又は一部を留保し、補正予算で要求するようなことは一切認めないものであること。

見積もり方法については、単純に前年度と同額とするような方法ではなく、平成 21 年度決算や平成 22 年度決算見込などを踏まえ、抑制や削減を基調に見直しを図りつつ、一から所要額を積み上げるような工夫を行うこと。

財政状況に対する危機意識を持ち、市民の視点・経営的視点に立ち、最少の経費で最大の効果を得るように効率化の徹底を図ること。

現在の事業について、PDCA サイクル、費用対効果分析、事務事業評価など様々な手法の活用により、厳しく再点検を行うこと。

新規事業又は既存事業の拡充については、スクラップ・アンド・ビルドの原則を遵守し、他の既存事業の廃止、統合又は縮小などによる振替により対処すること。

建設事業については、当年度の事業費及び財源だけではなく、維持管理経費、市債の償還費など建設後のコストに留意し、真に必要性、緊急性、有効性などを分析・検証すること。また、中期財政計画への位置付けに留意すること。

国・県補助金の動向に十分に留意し、その廃止又は縮小されるものについては、地方の事務事業として財源が明確に移譲されるものを除き、市負担への振替は行わないこと。

予算見積もりに当たっては、関係部局及び関係機関との事前協議を十分に行

うこと。特に、各所属にまたがる事業については関係所属間で調整を十分に行った上で予算要求すること。

総合支所が所管する事業については、本庁主管課と総合支所担当課で十分に協議・調整を行った上で予算要求すること。

(2) 各所属別の一般財源枠配分

平成 23 年度における一般財源総額を見込んだ上で、別途通知するところにより、各所属別に一般財源ベースでの枠配分を行う。

枠配分の対象経費は、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）施設などの維持管理費、既定継続の事務事業費、中期財政計画に計上見込みの建設事業費及び既定の債務負担行為に基づく経費である。

各所属においては、(1)の基本的な考え方並びに下記の 2 歳入に関する事項及び 3 歳出に関する事項等に基づき、経費の調整を図り、配分された枠内での予算要求をすること。この場合において、部内における調整など所属間で枠配分額を繰替えすることは認めるものであること。なお、施策の拡充により所要額が増加する経費、平成 23 年度に臨時的に増大する経費等の特殊要因による経費であって、一般財源枠配分内でのスクラップ・アンド・ビルドを徹底しても枠を超えて要求せざるを得ない経費がある場合には、個別に総務部長に協議すること。

枠配分時の一般財源総額は、総務省が公表した平成 23 年度概算要求に基づく地方財政収支の 8 月仮試算などから見込んでいるものであり、今後、地方財政対策等の決定などにより変動も有り得るものであることに十分留意のこと。

枠配分は一般財源ベースでの配分であり、事業費としてはそれに特定財源が加わった額となるものである。したがって、特定財源の積極的な確保に努めること。

(3) 新重点推進事業枠

一般財源枠配分の外に、別途通知するところにより、新重点推進事業枠を設けることとするので、一般財源枠配分内での適切な調整を図った上で、該当がある場合には予算要求をすること。

新重点推進事業枠とは、総合計画の目標を達成するため、特に重要な事業（マニフェストに基づき重点的に行う事業や重要な課題に対応するための提案事業）に対する枠とし、一般財源総額見込として 40,000 千円を予定していること。

2 歳入に関する事項

(1) 全般的事項

歳入については、地方財政法第 3 条第 2 項において「あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」こととされているが、特に財源の見積もりが過大とならないよう十分に注意すること。

(2) 個別的事項

市税

市税は、自主財源の根幹をなすものであることから、税制改正及び経済動向等を十分に把握し、的確な見込額を見積もること。

地方譲与税、各交付金、地方交付税

地方財政対策等の内容を十分に把握し、的確な見込額を見積もること。

分担金、負担金

受益に対する負担割合等を再度検討し、適切な見込額を見積もること。

使用料、手数料

これまでの実績や今後の利用見込み等を十分に踏まえ、収入見込額が過大とならないように留意すること。また、前回の改定から相当期間経過している使用料及び手数料については、単価等の適正見直しを図ること。

国・県支出金

国及び福島県の予算編成の動向並びに通知、要綱等を精査し、的確な見込額を見積もること。

市債

財政の健全化に向けて、実質公債費比率の低減及び市債残高の適切な管理を行っているところである。したがって、市債については中期財政計画に位置付けの事業等について計上を認めるものとし、その位置付け及び充当率を確認した上で所要額を見積もること。

基金繰入金

基金の目的及び残高に留意し、適切な繰入額とするように注意すること。

その他の歳入

財産収入、寄附金、諸収入などについて、これまでの実績や今後の見込み等を十分に踏まえ、的確な見込額を見積もること。

3 歳出に関する事項

(1) 全般的事項

歳出については、地方自治法第2条第14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされている。また、地方財政法第3条第1項では「法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」とされている。これらの規定及び次の点に留意し、抑制や削減を基調に適切な予算見積もりを行うこと。

当年度の支出だけでなく、後年度の支出見込みについても十分に検討し、将来的に支出の拡大を招くことになるものについては厳に抑制すること。

費用対効果比率(B/C)の算定などにより、事業の有効性を確認するとともに、事業間での比較考量から重点・選別化、優先順位の明確化を図ること。なお、費用対効果比率が1.0に満たないものについては、原則予算措置を講じないので留意すること。

経費の調整に当たっては、一律的な削減を行うのではなく、廃止・縮小可能

な事業と充実・強化すべき事業を見極め、メリハリのある効果的な事業の構築を念頭に行うこと。

積算については、その内訳を明らかにし、根拠を明確にすること。なお、参考見積もりを徴取する場合は、できるだけ3者以上の業者等から徴取することとし、比較検討の上、適正な額を計上すること。

本庁から総合支所へ再配当となる経費については、総合支所の必要経費を事業ごとに積算すること。その際、内訳の積算方法は、統一すること。

(2) 個別的事項

人件費（報酬、給料、手当、共済費）

報酬については、会議の開催回数等を十分検討の上、的確な見込額を見積もること。職員給については、平成23年度の職員数や退職者数等を的確に把握し、年度内の確実な所要額を見積もること。

物件費（賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料など）

行政事務執行上の必要性を再点検し、縮減を十分考慮した上で、年度内の所要額を見積もること。賃金については、臨時職雇用計画書により事前に総務部長との協議の上、見積もること。

維持補修費（需用費（修繕料）工事請負費、原材料費など）

維持補修費については、緊急性や優先順位を十分精査した上で、年度内の所要額を見積もること。

扶助費

該当者等を的確に把握するとともに、内容、効果等について再検討を十分行い、年度内の所要額を見積もること。

補助費等（報償費、負担金補助及び交付金など）

内容、効果等について再検討を十分行い、積極的に整理、統合などの見直しを図ること。なお、県補助金などが廃止・縮減された場合は、市負担への振替は行わないので、市の補助金についても合わせて見直しをすること。

公債費

長期債元金及び利子については、平成21年度までの既往債及び平成22年度の新規債に係る償還額について見積もること。基金の長期繰替運用利子については、利率の動向に留意し見積もること。一時借入金利子については、資金繰りの見通しと利率の動向に留意し見積もること。

積立金

基金利子については利率等に留意し見積もること。長期繰替運用の積戻しについては平成23年度の計画額を見積もること。

投資及び出資金、貸付金

必要性、効果、貸付条件等を再検討し、年度内の所要額を見積もること。

繰出金

特別会計に対する繰出金については、繰出基準に留意の上、見積もること。基金利子の繰出については利率等に留意し見積もること。

投資的経費（工事請負費、公有財産購入費など）

中期財政計画に基づく建設事業について見積もること。見積もりに当たっ

ては、緊急性や費用対効果を再度検証すること。なお、中期財政計画附表 1（主な建設事業）以外の建設事業費（工事請負費等）については、平成 22 年度と同額程度を計画額としており、平成 22 年度予算額に留意の上、見積もること。

債務負担行為に係る経費

既設定債務負担行為の平成 23 年度経費について見積もること。また、新規の設定に当たっては、後年度の負担を極力増やさないことに留意し、事業内容、負担限度額等を十分検討の上、必要最小限とするよう配慮すること。

4 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計については、上記内容に準ずるとともに、一般会計からの繰入金の軽減を図ること。

なお、公営企業等については、採算性の向上、経営の健全化を主眼に一層の経費削減、合理化を図ること。また、下水道など現在整備を進めている事業にあっては、加入率の向上を図るとともに、整備に比して加入率が遅れているような場合は、的確な進捗調整を図るなど健全な事業の推進に配慮すること。

平成 22 年 11 月 18 日

喜多方市長 山口 信也